

懲罰規程(新設)

(※現基本規程 12 章を基本規程から分離し、細則(懲罰規程)とする)

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現規程	改正案	備考
<p style="text-align: center;">基本規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 2 章 懲罰</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総則</p> <p>〔懲罰の対象者〕</p> <p>第 2 0 1 条 本協会は、本協会に加盟又は登録する団体（加盟チーム、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、各種の連盟、Jリーグ及び準加盟チーム、以下本章において「加盟団体」という）並びに個人（選手、監督、コーチ、審判及び役職員その他の関係者、以下本章において「選手等」という）に対し、本章の定めるところにより、懲罰を科すことができる。</p> <p>〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕</p> <p>第 2 1 3 条 本協会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。</p> <p>2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。</p> <p>3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知</p>	<p style="text-align: center;">懲罰規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総則</p> <p>〔目的〕</p> <p>第 1 条 本規程は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という）の基本規程（以下、「基本規程」という）第 2 章第 5 節〔司法機関〕及び第 1 2 章〔懲罰〕に基づき、以下の各号について定める。</p> <p>(1) 本協会の規律委員会及び裁定委員会並びに基本規程第 2 0 2 条に基づき本協会の規律委員会及び裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、「都道府県協会等」という）の規律委員会における懲罰に関する事項</p> <p>(2) 本協会の不服申立委員会における不服申立に関する事項</p> <p>〔対象者〕</p> <p>第 2 条 本規程に基づき懲罰の対象となる者は次のとおりとする。</p> <p>(1)個人（以下、「選手等」という）</p> <p>①選手 ②監督 ③コーチ ④審判 ⑤役職員 ⑥その他の関係者</p> <p>(2)団体（以下、「加盟団体」という）</p> <p>①加盟チーム ②地域サッカー協会 ③都道府県サッカー協会 ④各種の連盟 ⑤Jリーグ ⑥準加盟チーム</p> <p>〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕</p> <p>第 3 条 基本規程 2 0 2 条に基づき、本協会の規律委員会および裁定委員会は、都道府県協会等の規律委員会に、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本協会懲罰規程にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、都道府県協会等の規律委員会には決定権はなく、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会又は裁定委員会が懲罰を決定・適用するものとする。</p> <p>(1) 6ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止</p>	<p>懲罰規程の「目的」を定義する</p> <p>(基本規程との繰り返しになるが) 都道府県協会・リーグ等への懲罰権の委任とその範囲を本規程(懲罰規程)でも規定する</p>

しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。

- (1) 6ヶ月以上の出場停止処分
- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
- (5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
- (6) 下位ディビジョンへの降格
- (7) 除名

〔懲罰の種類〕

第202条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
- (2) 退場・退席
主審が試合中に競技者(退場の場合)又は監督その他の関係者(退席の場合)に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる
- (3) 戒告
口頭をもって戒める
- (4) 譴責
始末書を取り、将来を戒める
- (5) 罰金
一定の金額を本協会に納付させる
- (6) 没収
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (7) 賞の返還
賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
- (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
- (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
本協会又は加盟団体における一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する
- (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
- (11) 除名
本協会の登録を抹消する

2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 罰金
- (4) 没収
- (5) 賞の返還

- (2) 罰金
- (3) 没収
- (4) 下位ディビジョンへの降格
- (5) 除名
- (6) 競技会への参加資格の剥奪
- (7) 新たな選手の登録禁止
- (8) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分

〔懲罰の種類〕

第4条 1. 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 警告
主審が試合中に競技者に対し、競技規則に基づきイエローカードを示す
- (2) 退場・退席
主審が試合中に競技者(退場の場合)又は監督その他の関係者(退席の場合)に対し、試合中にフィールド及びその周辺から立ち去るように命じる
- (3) 戒告
口頭をもって戒める
- (4) 譴責
始末書を取り、将来を戒める
- (5) 罰金
一定の金額を本協会に納付させる
- (6) 没収
取得した不正な利益を剥奪し、本協会に帰属させる
- (7) 賞の返還
賞として獲得した全ての利益(賞金、記念品、トロフィー等)を返還させる
- (8) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止
一定数、一定期間、無期限又は永久的に、公式試合について、フィールド、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止する
- (9) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任
本協会又は加盟団体における一切の公的職務を一定期間、無期限又は永久的に停止し、禁止し、又は解任する
- (10) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
サッカーに関する一切の活動を一定期間、無期限又は永久的に停止し又は禁止する
- (11) 除名
本協会の登録を抹消する

2. 加盟団体に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 戒告
- (2) 譴責
- (3) 罰金
- (4) 没収
- (5) 賞の返還

<p>(6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる） (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効 (8) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする） (9) 観衆のいない試合の開催 (10) 中立地における試合の開催 (11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止 (12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止 (13) 下位ディビジョンへの降格 (14) 除名</p> <p>3. 前2項各号の懲罰は、併科することができる。</p> <p>〔無期限の懲罰の解除〕 第203条 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から2年以上経過した後に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。</p> <p>(1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。</p> <p>① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟 ④ Jリーグ</p> <p>(2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。</p> <p>(3) 本協会事務局は、懲罰案を起案した委員会（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。</p> <p>(4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり解除の妥当性について審議する。</p> <p>(5) 担当委員会が解除妥当と判断した場合、原則として担当委員会の直後に開催される本協会理事会で解除につき審議・決定する。</p> <p>2. <u>本協会理事会において解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会又は本協会理事会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。</u></p> <p>〔選手等に対する罰金〕 第204条 アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。</p> <p>2. プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。</p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下</p>	<p>(6) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる） (7) 得点又は勝ち点の減点又は無効 (8) 得点を3対0として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする） (9) 観衆のいない試合の開催 (10) 中立地における試合の開催 (11) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止 (12) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部の停止 (13) 下位ディビジョンへの降格 (14) <u>競技会への参加資格の剥奪</u> (15) <u>新たな選手の登録禁止</u> (16) 除名</p> <p>3. 前2項各号の懲罰は、併科することができる。</p> <p>〔無期限の懲罰の解除〕 第5条 1. 前条第1項第8号から第10号並びに第2項第11号及び第12号の懲罰のうち、無期限の懲罰を受けた個人又は団体（以下個人、団体ともに「当事者」という）は、処分開始日から2年以上経過した後に、以下の手続により解除の申請を行なうことができる。</p> <p>(1) 当事者（団体の場合はその代表者）は、解除の嘆願書、活動状況報告書及び反省文（以下「当事者申請書類」という）を次のいずれかの組織に提出する。なお、懲罰を受けたときに所属した組織（複数に属する場合はそのいずれか）に申請することを原則とするが、万が一その原則に添えない特段の事由がある場合はその旨を当事者申請書類に明記する。</p> <p>① 都道府県サッカー協会 ② 地域サッカー協会 ③ 第71条第2項各号に列挙する各種連盟 ④ Jリーグ</p> <p>(2) 前号に基づき申請を受けた組織は、調査・審議の上、解除が適切・妥当と判断した場合、当該組織としての嘆願書を作成し、当事者申請書類を添付して本協会事務局に申請する。</p> <p>(3) 本協会事務局は、<u>当該懲罰案を決定した委員会</u>（規律委員会又は裁定委員会のいずれか。以下「担当委員会」という）に前号の書類一式を回付する。</p> <p>(4) 担当委員会の委員長又は委員長から委嘱を受けた者は、当事者から事情を聞き、その聴聞結果を担当委員会にはかり、<u>担当委員会にて解除について審議・決定する。</u></p> <p>(5) 担当委員会が解除妥当と判断した場合、原則として担当委員会の直後に開催される本協会理事会で解除につき審議・決定する。</p> <p>2. <u>前条に従い、解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。なお、担当委員会又は本協会理事会において解除が留保された場合、当事者は留保された原因が消失した後に、再度解除の申請を行なうことができる。</u></p> <p>〔選手等に対する罰金〕 第6条 1. <u>特段の定めのない限り、アマチュア選手等に対しては、罰金を科さないものとする。</u></p> <p>2. プロ選手等に対して罰金を科す場合は、次の基準による。</p> <p>(1) Jリーグディビジョン1の場合、出場停止処分1試合あたり金10万円以下</p>	<p>FIFA 規則に合わせ追加</p> <p>削除 ※理事会に決定権はなくなる（「司法の独立」の原則）</p> <p>新規追加の差別禁止条項（[別紙1]3-6）等では、アマチュア選手も罰金の対象となり得る。</p>
---	--	---

<p>(2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下</p> <p>〔共犯等〕 第205条 他の者を教唆若しくは幫助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。</p> <p>〔役員及び監督等の加重〕 第206条 役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。</p> <p>〔両罰規定〕 第207条 加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。</p> <p>〔罰金の合算〕 第208条 同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。</p> <p>〔違反行為の重複による加重〕 第209条 同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。</p> <p>〔情状による軽減〕 第210条 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。 2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。</p> <p>〔言語〕 第217条 規律委員会及び裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。 2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>〔代理人〕 第218条 弁護士及び規律委員会又は裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。</p> <p>〔手続の非公開〕 第215条 規律委員会及び裁定委員会における懲罰の手続及び記録は非公開とす</p>	<p>万円以下 (2) その他の場合、出場停止処分1試合あたり金5万円以下</p> <p>〔共犯等〕 第7条 他の者を教唆若しくは幫助し、又は他の者と共謀して若しくは他の者を利用して違反行為を行わせた加盟団体又は選手等には、自ら違反行為を行った場合に準じて懲罰を科するものとする。</p> <p>〔役員及び監督等の加重〕 第8条 役員、監督その他の管理・監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重して適用することができる。</p> <p>〔両罰規定〕 第9条 加盟団体に所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して懲罰を科するほか、その個人が所属する加盟団体に対しても懲罰を科することができる。ただし、その加盟団体に過失がなかったときは、この限りではない。</p> <p>〔罰金の合算〕 第10条 同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって、罰金の金額とする。</p> <p>〔違反行為の重複による加重〕 第11条 同種の違反行為を重ねて行った場合には、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。</p> <p>〔情状による軽減〕 第12条 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。 2. 前条により懲罰を加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。</p> <p>〔言語〕 第13条 <u>1. 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。</u> 2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>〔代理人〕 第14条 <u>規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における手続に関して、以下の者を除いては当事者の代理人になることはできない。</u> (1) <u>当事者が所属する団体に属する者の中から当事者が指定した者</u> (2) 弁護士 (3) <u>法定代理人（当事者が未成年の場合）</u> (4) <u>その他規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会が承認した者</u></p> <p>〔手続の非公開〕 第15条 規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会における懲罰の手続及び記録</p>	<p>「不服申立委員会」を含めた共通事項であるため第二節から第一節に移動させる（以下、13条～15条共通）</p> <p>同上</p> <p>選手に対する懲罰の場合、チーム関係者が当事者を代理することを明示的に許容する。</p> <p>※同上</p>
---	--	---

る。ただし、規律委員会又は裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第2節 調査及び審議の手続

〔調査及び審議の手続〕

第211条 本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の規律委員会又は規律・フェアプレー委員会（以下、本節においては単に「規律委員会」という）及び本協会の裁定委員会における懲罰の調査及び審議の手続は、本節に定めるところによる。

〔所管事項〕

第212条 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査・審議を行う。
2. 前項に定めるものを除く違反行為については第4節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕

第213条 本協会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。

2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理するため、それぞれ規律委員会を設置する。
3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の理事会が懲罰を決定・適用する。
 - (1) 6ヶ月以上の出場停止処分
 - (2) 罰金
 - (3) 没収
 - (4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任
 - (5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止
 - (6) 下位ディビジョンへの降格
 - (7) 除名

〔裁定委員会の手続の開始〕

第214条 本協会裁定委員会は、理事会の諮問又は会長の申出があった場合に調査・審議を開始する。

〔手続の非公開〕

第215条 規律委員会及び裁定委員会における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会又は裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すこ

は非公開とする。ただし、規律委員会、裁定委員会又は不服申立委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第2節 規律委員会及び裁定委員会における調査及び審議の手続

〔調査及び審議の手続〕

第16条 本協会、都道府県協会、各種連盟、Jリーグ又は公式競技会の規律委員会又は規律・フェアプレー委員会（以下、本規程においては単に「規律委員会」という）及び本協会の裁定委員会における懲罰の調査、審議及び懲罰の決定の手続は、本節に定めるところによる。

〔所管事項〕

第17条 競技及び競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、第3節の定めるところにより所管の規律委員会が調査・審議及び懲罰の決定を行う。
2. 前項に定めるものを除く違反行為については第4節の定めるところにより本協会の裁定委員会が調査・審議を行う。

~~〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕~~

~~第213条 本協会の規律委員会および裁定委員会は、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグ（以下、本条において「都道府県協会等」という）の規律委員会に対して、その所管する加盟団体又は選手等に関する懲罰問題を本章の規定にしたがって処理し、懲罰を決定・適用する権限を委任する。~~

- ~~2. 都道府県協会等は、前項に従って懲罰問題を処理し、懲罰を決定するため、それぞれ規律委員会を設置する。~~
- ~~3. 都道府県協会等の規律委員会は、決定した懲罰の内容を、本協会に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する懲罰を科す場合には、懲罰案を本協会に通知し本協会の規律委員会または裁定委員会~~
 - ~~(1) 6ヶ月以上の出場停止処分~~
 - ~~(2) 罰金~~
 - ~~(3) 没収~~
 - ~~(4) 6ヶ月以上の公的職務の停止・禁止・解任~~
 - ~~(5) 6ヶ月以上のサッカー関連活動の停止・禁止~~
 - ~~(6) 下位ディビジョンへの降格~~
 - ~~(7) 除名~~

〔裁定委員会の手続の開始〕

第18条 本協会裁定委員会は、以下の場合に、調査・審議を開始するものとする。
(1) 第3条に従い都道府県協会等の規律委員会より懲罰案の通知があった場合
(2) 裁定委員会の委員長が調査・審議が必要と判断した場合

~~〔手続の非公開〕~~

~~第215条 規律委員会及び裁定委員会における懲罰の手続及び記録は非公開とする。ただし、規律委員会又は裁定委員会は、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すこ~~

「第3条」に移動

司法の独立の原則に伴い、調査開始は理事会や会長の指示に基づくものではなく、委員長の判断に基づくものとする。

「不服申立委員会」を含めた司法機関全体に共通する事項であるため第一節に移動させる

<p>とができる。</p> <p>〔聴聞〕 第216条 規律委員会及び裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。</p> <p>〔言語〕 第217条 規律委員会及び裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。 2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>〔代理人〕 第218条 弁護士及び規律委員会又は裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。</p> <p>〔証拠の評価〕 第219条 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。 2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。</p> <p>〔議決〕 第220条 規律委員会及び裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。</p> <p>〔懲罰案の作成〕 第221条 規律委員会及び裁定委員会は、調査・審議の上、次の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に提出しなければならない。 (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）並びに住所 (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所 (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む。） (4) 判断の理由 (5) 作成年月日</p> <p>〔裁定委員会の懲罰案の尊重〕 第222条 理事会は、裁定委員会の懲罰案を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。</p> <p>〔理事会の決定の最終的拘束力〕 第223条 理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟団体及び選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては第13章に定めるCASへの不服申立の提起を除き裁判所その他の機関等に不服申立等を行うことはできない。</p>	<p>とができる。</p> <p>〔聴聞〕 第19条 規律委員会及び裁定委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。</p> <p>〔言語〕 第217条 規律委員会及び裁定委員会の手続及び書面における言語は日本語を使用するものとする。 2. 当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない。</p> <p>〔代理人〕 第218条 弁護士及び規律委員会又は裁定委員会が承認した者を除き、当事者の代理人となることができない。</p> <p>〔証拠の評価〕 第20条 1. 懲罰の審議においては、主審・副審・第4の審判員・マッチコミッショナー及び審判インストラクターの報告、当事者及び目撃者の供述及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。 2. 審判及びマッチコミッショナーの報告書に含まれる事実は、正しいものと推定する。</p> <p>〔議決〕 第21条 規律委員会及び裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。</p> <p>〔懲罰の通知〕 第22条 1. 規律委員会及び裁定委員会は決定した懲罰を当事者に書面にて通知するものとする。 2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。 (1) 当事者の氏名（団体の場合は団体名及び代表者名）並びに住所 (2) 代理人があるときは、その氏名及び住所 (3) 主文（判断の結論。効力発生日を含む。） (4) 判断の理由（必ず、根拠となる条文を記載すること） (5) 作成年月日 (6) 不服申立手続の可否及びその手続きの期限（第35条参照）</p> <p>〔懲罰案の作成〕 第222条 規律委員会及び裁定委員会は、裁定委員会の懲罰案を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。</p> <p>〔理事会の決定の最終的拘束力〕 第223条 理事会の懲罰に関する決定は最終的なものであり、全ての加盟団体及び選手等はこれに拘束され、理事会の決定に関しては第13章に定めるCASへの不服申立の提起を除き裁判所その他の機関等に不服申立等を行うことはできない。</p>	<p>「不服申立委員会」を含めた司法機関全体に共通する事項であるため第一節に移動させる</p> <p>「不服申立委員会」を含めた司法機関全体に共通する事項であるため第一節に移動させる</p> <p>理事会に決定権はなくなる（「司法の独立」の原則）→ 規律委員会は懲罰案ではなく懲罰を決定する</p> <p>「根拠条文」の記載を必須とする</p> <p>削除 ※司法権の独立に伴い、その判断基準に「本協会全体の利益」が入るのは不適切</p> <p>司法の独立により理事会は最終決定者ではなくなる。また、CASへの不服申立については、基本規程第13章に記載があるためここでの記載は不要。</p>
--	--	---

<p>〔再審査請求〕 第224条 懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書及び証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。</p> <p>2. 再審査の手続は、上記の調査・審査の手続に準ずるものとし、再審査申立に対して出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めるとはできないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 競技及び競技会における違反行為</p> <p>〔競技及び競技会における違反行為〕 第225条 加盟団体又は選手等の違反行為のうち、日本国内で実施される公式試合及び公式競技会に関するものに対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。</p> <p>〔国外の競技会における違反行為〕 第226条 加盟団体又は選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができる。</p> <p>〔公式競技会における懲罰〕 第227条 日本国内で実施される公式競技会においても、それぞれ規律委員会を設置し、本章の規定に従い、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。この場合、第213条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕第2項及び第3項を準用する。</p> <p>〔主審の下す懲罰〕 第228条 試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。</p> <p>〔警告〕 第229条 主審による警告処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。</p> <p>〔退場・退席〕 第230条 主審による退場・退席処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。</p> <p>〔その他の違反行為〕 第231条 競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。</p> <p>〔出場停止処分を繰り返した場合〕 第232条 同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。</p>	<p>〔再審査請求〕 第224条 懲罰を受けた者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、懲罰の当事者への通知後10日以内に、本協会裁定委員会に対して申立書及び証拠を提出し、手数料10万円を納付して再審査を請求することができる。</p> <p>2. 再審査の手続は、上記の調査・審査の手続に準ずるものとし、再審査申立に対して出された理事会の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めるとはできないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 競技及び競技会における違反行為</p> <p>〔競技及び競技会における違反行為〕 第23条 加盟団体又は選手等の違反行為のうち、<u>本協会又は都道府県協会等が主催する日本国内で実施される公式試合及び公式競技会に関するもの</u>に対しては、本節の定めるところにより、所管の規律委員会の調査・審議を経て懲罰を適用する。</p> <p>〔国外の競技会における違反行為〕 第24条 加盟団体又は選手等が、国外で行われる競技会において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができる。</p> <p>〔公式競技会における懲罰〕 第24条 <u>日本国内で実施される公式競技会においては</u>、それぞれ規律委員会を設置し、<u>本規程に従い</u>、その競技会に関する規律問題を処理しなければならない。この場合、<u>第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕第2項及び第3項</u>を準用する。</p> <p>〔主審の下す懲罰〕 第25条 試合中は主審が懲罰の決定を下すものとし、その決定は最終的なものとする。</p> <p>〔警告〕 第26条 主審による警告処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第1項のとおりとする。</p> <p>〔退場・退席〕 第27条 主審による退場・退席処分の対象となる違反行為及びこれに対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第2項のとおりとする。</p> <p>〔その他の違反行為〕 第28条 競技及び競技会における違反行為のうち前2条に定めるものを除く行為に対する懲罰は、別紙1『競技及び競技会における懲罰基準』第3項以下のとおりとする。</p> <p>〔出場停止処分を繰り返した場合〕 第29条 同一競技会において繰り返し出場停止処分に相当する違反行為を行った場合、出場停止処分の原因が同一でなくとも、処分の件数に応じて出場停止試合数を加算し、罰金を科すことができる。</p>	<p>削除 ※不服申立委員会の設立とともに、裁定委員会での「再審理」は不要となる</p> <p>本規程の適用範囲が、都道府県サッカー協会、地域サッカー協会、各種連盟及びJリーグの主催試合であることを明示的に示す。また、懲罰権の所在（管轄）は、試合の主催者が誰であるかによって決まるものであり、その開催地の問題ではない</p> <p>削除 ※同上の理由。外国で行われる試合については、主催者が本協会等である場合のみ本協会は管轄権を有する</p> <p>同上の理由</p>
--	--	--

〔懲罰基準の運用細則〕
第233条 本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 その他の違反行為

〔裁定委員会の調査・審議〕
第234条 加盟団体又は選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会又は第213条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等の調査・審議を経て懲罰を適用する。

〔違反行為〕
第235条 加盟団体又は選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第202条〔懲罰の種類〕第1項各号（第1号及び第2号を除く）及び第2項各号の懲罰を科す。
(1) 本規程又は本規程に付随する諸規程に違反したとき
(2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
(3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉または信用を毀損する行為を行ったとき
(4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
(5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
(6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
(7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
(8) 加盟団体又は選手等が、脱税その他不正な経理を行った場合

(新規)

〔懲罰基準の運用細則〕
第30条 本協会の規律委員会は、理事会の承認を得て、懲罰基準の運用に関する細則を定めることができる。

第4節 その他の違反行為

〔裁定委員会の調査・審議〕
第31条 加盟団体又は選手等の違反行為のうち、前節に定めるもの（競技及び競技会における違反行為）を除くものに対しては、本節の定めるところにより、本協会裁定委員会又は第3条〔都道府県サッカー協会等における懲罰〕所定の都道府県サッカー協会等が、調査・審議し、懲罰を決定する。

〔違反行為〕
第32条 加盟団体又は選手等が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、第4条〔懲罰の種類〕第1項各号（第1号及び第2号を除く）及び第2項各号の懲罰を科す。
(1) 本規程又は本規程に付随する諸規程に違反したとき
(2) 本協会の指示命令に従わなかったとき
(3) 本協会、加盟団体又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
(4) 本協会又は加盟団体の秩序風紀を乱したとき
(5) 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
(6) 加盟団体又は選手等に対し、その職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束したとき
(7) 加盟団体又は選手等が、方法のいかんを問わず、また直接・間接を問わず試合結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為に関与した場合
(8) 加盟団体又は選手等が、その職務に関して脱税その他不正な経理を行った場合

(6)号と同様の表現とする

第5節 不服申立

〔総則〕
第33条 本協会の規律委員会若しくは裁定委員会又は都道府県協会等の規律委員会（以下、本節においては「第一審委員会」とする）によって科された懲罰（以下、「原懲罰」という）について、当該懲罰を科された個人又は団体は、本節の定めに従い、本協会の不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。

〔不服申立可能な懲罰〕
第34条 1. 不服申立委員会への不服申立は、原懲罰が以下のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。
(1) 3試合以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
(2) 2ヶ月以上の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止
(3) 100万円以上の罰金
(4) 下位ディビジョンへの降格

第5節は全て新規追加
※第5節では不服申立委員会の詳細と手続きについて規定する

- (5) 2点以上の勝点の減点
 - (6) 没収
 - (7) 賞の返還
 - (8) 観衆のいない試合の開催
 - (9) 中立地における試合の開催
 - (10) 競技会への参加資格の剥奪
 - (11) 新たな選手の登録禁止
 - (12) 除名
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、懲罰効果において実質的に前各号のいずれかと同等か又はそれ以上と判断される処分
2. 原懲罰が前項各号に満たない場合、原懲罰は確定するものとする。

〔不服申立にかかる時間的制限〕

- 第35条 1. 不服申立委員会に不服申立を行おうとする個人又は団体（以下、申立人とする）は、原懲罰の伝達を受けた日から3日以内（通知を受けた日を含む）に、不服申立を行う意思を書面（以下、「不服申立書」）により、本協会不服申立委員会事務局まで通知しなければならない。
2. 申立人は、原懲罰の伝達を受けた日から10日以内に（通知を受けた日を含む）不服申立の理由を書面（以下、「理由書」とする）により、本協会事務局まで通知しなければならない。
3. 前2項にかかる不服申立書及び理由書は、FAX又は郵送にて提出されなければならない。
4. 前3項に定める手続きが満たされない場合、当該申立は無効となり、原懲罰が確定する。
5. 不服申立委員会の委員長は、緊急性を要する場合、第1項及び第2項に定める期間を短縮する決定を行うことができる

〔不服申立の理由〕

- 第36条 申立人は、原懲罰が懲罰の決定に影響を与え得る重大な事実認定の誤りに基づくものである場合又は原懲罰の決定において規程の適用に誤りがある場合に、不服申立を行うことができるものとする。

〔理由書〕

- 第37条 1. 第35条2項に定める理由書は、書面によるものとする。
2. 理由書の内容には、不服申立の意思とその理由を含むものとする。

〔事情聴取〕

- 第38条 1. 不服申立委員会の手続きは、原則として、書面のみによってなされ、当事者等に対する事情聴取は行わないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りではなく、事情聴取を行うことができるものとする。
- (1) 不服申立委員会の委員長が必要と判断した場合
 - (2) 第3条の各号に該当する場合で、当事者が事情聴取の実施を希望した場合

〔手数料〕

- 第39条 1. 申立人は、不服申立にかかる手数料として、第35条2項に定める期日以内に1万円を本協会に納付しなければならない。
2. 不服申立の結果として、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定を行った場合は、当該手数料は申立人に返還され、

当該手数料は第一審委員会の団体（本協会又は都道府県サッカー協会等）によって負担されるものとする。

〔不服申立委員会の決定の効力発生日〕

第40条 1. 不服申立委員会の決定の通知は書面にてこれが当事者に到達したときから有効となる。

〔出場停止処分等における不服申立の効果〕

第41条 1. 原懲罰が出場停止処分等（第34条第1項第1号及び第2号）の場合、不服申立は当該原懲罰の適用を中断する効果を持たないものとする。
2. 前項の場合、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合であっても、不服申立委員会の当該決定は前条に定める効力発生日から将来にわたって有効となるものであり、その効力発生日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。

〔その他処分における不服申立の効果〕

第42条 1. 原懲罰が前条1項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は、第40条に定める不服申立委員会の決定の効力発生日までの期間、中断されるものとする。
2. 前項の規定にもかかわらず、前項に該当する懲罰が不服申立委員会の決定に先立って適用された場合に、不服申立委員会が原懲罰を無効とするか又はこれを減じる決定をした場合は、第一審委員会の団体（本協会又は都道府県サッカー協会等）は、原懲罰の既に適用された部分について原状回復義務を負うものとする。

〔都道府県協会等の義務〕

第43条 1. 第35条1項に基づき、不服申立書が当事者から本協会事務局に通知された場合、本協会は速やかに第一審委員会にこれを通知するものとする。
2. 前項の本協会からの通知を受けた第一審委員会は、通知を受けた日から7日以内（通知を受けた日を含む）に原懲罰の決定にかかる全ての資料を本協会事務局に提出しなければならない。
3. 前項に定める期日を過ぎて都道府県協会等の規律委員会より提出された資料は、原則として不服申立委員会における審査において考慮されないものとする。

〔追加的調査〕

第44条 1. 第35条及び第43条にかかわらず、不服申立委員会の委員長は、申立人又は第一審委員会若しくはその両方に対して、追加の資料を請求することができる。
2. 前項に基づき適法に提出された資料等は、不服申立委員会における審査において考慮することができる。

〔証拠の評価〕

第45条 不服申立委員会は、本節の規定に基づき適法に提出された全ての証拠を考慮し、懲罰を決定するものとする。

〔議決〕

第46条 1. 不服申立委員会の議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

2. 不服申立委員会の委員長は、原懲罰が以下の各号に該当する場合は、単独で懲罰の決定を行うことができる。ただし、委員長が通常の委員会の開催を必要と判断した場合はこの限りではない。

(1) 3試合の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

(2) 2ヶ月の出場停止処分、公的職務の停止・禁止・解任又はサッカー関連活動の停止・禁止

3. 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

4. 前項の場合で、副委員長に事故があるときは、委員のうちで互選された者が、委員長の職務を代行する。

第6節 附則

〔改正〕

第47条 本規程の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

〔施行〕

第48条 本規程は、2014年4月1日から施行する。